

おかし

杉並区議会だより

NO.158

平成12年5月11日発行

発行/杉並区議会 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 3312-2111 編集/杉並区議会事務局

ひとくちメモ

説明責任

アカウントビリティの訳語。行政責任の一つである。行政機関、公務員個人が行った行為や判断に対して、住民に分かりやすく説明する義務を負うという考え方。

第1回定例会



花より遊びの子どもたち（都立善福寺公園）

意見のわかれた議案 (下記の議案以外は、 は2月28日採決。)	=賛成、x=反対 すべて全会派賛成 以外は3月21日採決	自 民 公 共 杉 生 革 杉 無 維 社 私 結 果	民 主 明 産 フ ネ 新 ブ 新 民 杉	結 果	
区議会情報公開条例				x	可
人権擁護候補者の推薦				欠	可
負担付き譲与の受領について				x	可
負担付き譲与の受領について				x	可
負担付き譲与の受領について				x	可
負担付き譲与の受領について				x	可
平成11年度一般会計補正予算(第4号)				x	可
防災会議条例の一部改正				x	可
敬老金支給に関する条例の廃止			x		可
介護保険円滑導入基金条例				x	可
平成11年度国民健康保険事業会計補正予算(第1号)				x	可
都市計画審議会条例				x	可
地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正			x		可
区立幼稚園の保育料等徴収条例の一部改正				x	可
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例				x	可
幼稚園教育職員の給与に関する条例				x	可
幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例				x	可
職員定数条例の一部改正				x	可
行政財産使用料条例の一部改正			x		可
施設整備基金条例				x	可
事務手数料条例			x		可
国民健康保険条例の一部改正			x		可
介護手当条例の一部改正			x		可
老人福祉手当条例の一部改正			x		可
区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部改正			x		可
区立特別養護老人ホーム条例の一部改正			x		可
介護保険条例			x	x	可
介護保険給付費準備基金条例				x	可
介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例				x	可
体育施設等に関する条例の一部改正			x		可
平成12年度一般会計予算			x	x	可
平成12年度国民健康保険事業会計予算			x	x	可
平成12年度老人保健医療会計予算			x	x	可
平成12年度介護保険事業会計予算			x	x	可

<会派名・構成>

自民/自由民主党杉並区議団(15人)、民主/民主党・区民連合(8人)、公明/杉並区議会公明党(8人)、共産/日本共産党杉並区議団(7人)、杉フ/杉並フロンティア(4人)、生ネ/杉並・生活者ネットワーク区議団(3人)、革新/都政を革新する会(2人)、杉ブ/杉並市民プロジェクト(1人)、無/無所属(1人)、維新/平成維新(1人)、社民/社会民主党(1人)、私杉/私たちの杉並をつくる会(1人)
(注)3月16日付で会派の変更がありました(8ページをご覧ください)。

杉並区議会情報公開条例を可決

4月1日施行

平成12年度当初予算二二六五億七二五〇万九〇〇〇円、介護保険条例等も可決

12年第一回定例会は、さる2月22日開会し、二九日間の会期を終え3月21日閉会しました。その模様をお知らせします。

初日に、五つの特別委員会、区長から12年度の予算編成方針と概要説明を受け、各会派に渡り質問をしました。24日の活動報告を行い、その後、

25日には、一〇名の議員が区政一般について質問を行いました。28日には介護条例案、予算案などの議案を上程し、理事者の説明の後に、12年度当初予算案と関連議案を除き各所管委員会に付託、人権擁護委員の人事案件については付託を省略し、直ちに採決を行い可決しました。続いて杉並区議会情報公開条例を上程し、議会運営委員長の説明の後に質疑を行い、委員会付託を省略し意見の開陳後、採決を行い原案どおり可決しました。当初予算案等については、議員全員による特別委員会

審査することに決定し、本会議終了後、直ちに予算特別委員会を開き、河野委員長、田中副委員長を互選しました。29日から3月6日まで各常任・特別委員会を開き、条例案件、請願・陳情などの審査を行い、7日から17日にかけては予算特別委員会を開き、予算審査を集中的に行いました。17日には新年度予算に対する各会派の意見開陳を行いました。最終日の21日は、各委員会に付託した議案の審査経過の報告後、新年度予算案や条例案を原案どおり可決しました。

議会日誌

1月	2月	3月	4月
12日 災害・環境問題対策特別委員会/17日 制度	10日 総務財政委員会、福祉保健委員会(大宮中学校等視察)/15日 議会運営委員会/22日 本会議/23日 本会議/24日 本会議/25日 本会議/28日 本会議、予算特別委員会(正副委員長互選)/29日 区民生活委員会、建設委員会	1日 福祉保健委員会、文教委員会/2日 総務財政委員会/3日 制度改革・地方分権対策特別委員会、道路交通対策特別委員会、清掃・リサイクル対策委員会	11日 住宅・土地問題対策特別委員会/13日 福祉保健委員会/18日 清掃・リサイクル対策特別委員会(豊島清掃工場視察)/19日 災害・環境問題対策特別委員会/20日 建設委員会、文教委員会/24日 区民生活委員会/25日 制度改革・地方分権対策特別委員会、道路交通対策特別委員会(南北バス交通運行ルート視察)/26日 総務財政委員会

代表質問

活力ある杉並区の土台を築く 真に自立した区政運営を望む

自由民主党杉並区議団

問 区長は、就任後一〇カ月の区政運営をどの様に自己評価しているのか。

答 区政の課題は多く、厳しい財政状況の中で、区民、議会の理解と協力を得て、今回の予算、緊急再建プラン等を含め財政再建の一步を踏み出すことができたと思つて。

問 出張所・サービスコーナーの統廃合は、既存の一七出張所を七つにするものなのか、七つの地域区民センターを視野に入れたものなのか。予想される空白地域対策や、土・日の代替サービスの見直しは。

答 組織運営の効率化と新たな地域活動支援のため、新しく七つの事務所を設置。区民センターも含め七つの地域の中で適切な場所を選ぶ。又、既存施設の活用で夜間等の住民票交付等事務を充実する。

問 井草森公園周辺環境問題の解決のためには、被害者の救済と、中継所の問題を切りはなして考えるべき。被害者救済は早期に、中継所の操業問題は、中継所が果たす役割他区への影響も踏まえ事業全体の中で慎重に対応すべき。

答 健康不調者への対応は、既に健康相談、医療費助成を実施してきた。12年度は健康相談窓口の常設、初診に係る医療費の助成等の施策を継続する。清掃事業移管後早期に、

区長の予算編成方針（二ページ）に対し、各党派代表が質問しました。その要旨をお知らせします。

問 駅前保育所設置の進捗状況は。又、ファミリー・サポート・センターの運営はどの様な形で行われるのか。

答 駅前保育所開設は、適切な物件がなく12年度送りとした。現在、対象地域を広げ、12年度中に一カ所を開設したい。ファミリー・サポート・センターの運営は、社会福祉協議会に委託し、利用会員七三名、協力会員五九名程で3月1日から事業を開始する。

区民の声を聞き、区民とともに進む山田区政の実現に期待

民主党・区民連合

問 区長は、地方分権の時代を自治体間競争の時代と述べているが、清掃事業の一部事務組合の設立や国民健康保険料の統一化など都区制度改革の重要部分で、23区一体の体制が温存され、競争原理が働かないように思つてどうか。

答 清掃事業等は、事業の円滑な移行と特別区相互間の事業水準の均衡を図るため、当面、共同処理や調整措置が取られるが、今後は、区の独自性を発揮できる執行体制を財政上の問題も含め検討する。

問 財政健全化のため、新たな財源を見出しに行くことも重要だ。都が導入する予定の外形標準課税に対する見解は。当区でも、例えば大規模小売店舗などに対し法定外課税をする等の心積もりはないのか。

答 公平性という問題が指摘されているが、都道府県が要求してきた財政自主権確立のための提案に国が対応しなかつたことに対し、都が独自に自主財源の確立を図つたものだ。地方分権推進の上で大きな影響があったと評価。当区

問 区長は、地方分権の時代における法定外区税については、今後、充分研究したい。

問 出張所の統廃合を実施するに当たり、どのような問題点があると考えているのか。

答 出張所にはサービスの窓口であると同時に、地域コミュニケーションの拠点としての重要な機能がある。この点を充分配慮すべきだがどうか。



第1回定例会本会議

区長の予算編成方針

21世紀へ夢をつなぐ 予算を編成

平成12年度を「山積する課題を整理して21世紀新年の準備をする年」、「新しい時代に向け、区民と協働して自治の基盤づくりをする年」とすべく予算編成に取り組んだ。

12年度は、新しい基本構想である「21世紀ビジョン」の検討、策定の年であり、そのことを念頭に置きつつ、中でも健康と環境そして未来を担う子どもたちの教育に係る問題を特に重視した。

又、2000年は、地方分権と都区制度改革スタートの年。法的にも基礎的自治体となった今年を自治元年とし、杉並から本来の自治を創造するという決意のもと財政自主権の確立等、新たな自治権拡充運動を起こしていく。

こうした基本的な考え方を踏まえ、以下の施策を行う。**健康・環境先進都市をめざして**

井草森公園周辺環境問題を21世紀に持ち越さない決意で取り組む。住民懇談会の継続保健所での健康相談窓口の常設、初診に係る自己負担分の助成、又、中継所に搬入される不燃ごみの質を変える等の対策として、乾電池等の廃棄物の分別回収を行う。ダイオキシン対策として条例の制定定期的な調査を実施し、大気分析等を行う。

教育分野でも、環境に配慮し、対応可能な学校から給食食器を強化磁器へ替えていく。みどりの保全のために興銀グラウンドを買収するための経費を計上する。

21世紀に向けた教育の充実のために、魅力ある学校づくりの実現のために、杉並の教育を考えた懇談会において、学校の自由選択制度や学校評議員制度の活用等の検討を行う。

介護保険の実施にあたり、介護保険事業会計を設けるとともにホームヘルパー・介護支援専門員養成等に取り組む。高齢者在宅サービスセンターについては、宮前ふれあいの家等を設置するなど基盤整備に努め、又、いきいきデイサービス事業等を実施する。少子化対策として、学童保育クラブ育成時間の延長、子育て支援事業として、ファミリー・サポート・センターを運営する。

21世紀へつなぐ区民中心の 予算編成を要望

杉並区議会公明党

このことは、高齢者がいつまでも元気でいるようにすることだ。そのことが寝たきりをつくらず、介護保険制度の運営を円滑にする有効な方策だ。いきいきデイサービス事業」のほかに区が予定している事業は、機能訓練、訪問保健指導、家事付添いサービス、配食サービス事業等を予定している。高齢者の心身状況に合わせ、サービスの総合的に提供する。ことにより、要介護状態に陥らないための支援に努める。

問 区長は、「杉並から本来の自治を創造する」とし、財政自主権の確立など新たな自治権拡充運動を他区とも連携して起すとしているが具体的などの様な運動か。この機会に政令都市を視野に入れての他区との連合、合併への行動

答 今後重要な課題になると考える。その動きも視野に入れ、ファミリー・サポート・センターの運営を社会福祉協議会に委託、駅前保育は社会福祉法人に設置運営をお願いする。

小・中学校の耐震改修を進める等引き続き防災対策に力を注ぎ、より杉並区に適した地域防災計画を策定。又、交通不便地域の解消と高齢者等の昼間移動者の交通手段確保をめざす南北交通バスを運行する。

地域経済の活性化のために
環境と共生できる産業の育成が重要と考え、情報産業の実態と動向を調査し、支援のあり方等を検討するため、新産業実態動向調査を実施する。又、求人、求職情報をも取り込んだホームページを開設す

こそ、1区長の使命である。区長の英断に期待するが。

答 今回の都区の財政調整協議をとおし、財政自主権の不

充分さを痛切に感じた。そこ

で、改めて自治のあり方の議

論を起し、財政自主権の確立

と権限の移譲を進める新たな

自治権拡充運動を区長会にも

働きかけ、今後行動してい

たい。政令市については、今

後の21世紀ビジョン検討の中

で示される方向性や議会の意

見を聞きながら検討して行く

べき課題と考えている。

問 PFI(プライベート・

ファイナンス・イニシアチ

プ)と呼ばれる、民間の資金

とノウハウを活用して公共施

設の整備やサービスの充実に

促す新たな民間活力導入政策

が脚光を浴びている。区でも

例えば公会堂や特別集会所、

介護や福祉関連の諸施設等に

導入が考えられるがどうか。

問 小淵自公政権の大型開

発中心の公共事業優先は国家

財政を破たんさせること必至

だが、区長の見解はどうか。

答 12年度の調査研究委託で

は、国の動向等を見ながら、

制度上の課題を洗い出し、環

境を整えるための専門的な助

言を得るとともに、PFI手

法活用の可能性を探る。

問 介護保険制度の利用者が、

事業者を選択するためのサー

ビス内容や基準等の正しい情

報の提供にどの様に取り組む

のか。又、区独自の事業者サ

ービス評価システムを作り、

そのシステムの公平性、更に

信頼性を担保する第三者機関

の設置を提案するがどうか。

答 的確な情報が提供できる

体制の構築に努める。又、事

業者にも自ら積極的な情報提

供に努めるよう指導する。第

三者機関の設置は、国や都も

検討中であり、これらを参考

に今後検討する。

問 保育園の待機児童は昨年

を上回る事が予測され、子

育て支援策の早期の改善が必

要だ。保育園の待機児童ゼロ

への取り組みと見直し、又、

延長保育の実施計画を示せ。

答 既設保育所の改築・改修

駅前保育所設置等により15年

度を目途に待機児童の解消を

図る。延長保育は、12年度は

定員を二五人増やし、今後の

計画では区立園を一六園から

二〇園まで増やす予定。更に

実施園の拡大を検討していく。

問 3歳児から就学前児童の

乳幼児医療費助成には所得制

限がある。医療費の負担軽減

は経済的弱者の切実な願いだ。

答 生きている都市宣言につ

いては、高齢者の自主的な健

康・生きがい活動等の広がり

を見ながら考えていきたい。

今後、高齢者の生きがい活

動等を積極的に支援する。

問 日本共産党杉並区議団は、

現在七〇億円の用地取得基金

は、条例を改定して減額する

が、区長の見解はどうか。

答 駐車場整備基金交付金の四

億円は取り崩す。外郭団体の

出捐金を引き戻す、等財政

確保の緊急提案を行い、くら

し、福祉・教育を守るよう求

めるがどうか。

答 財源確保については、基

金や出捐金も、施設建設基金

の再構築、基金の有効活用、

公社等の統廃合、駐車場整備

基金交付金の五億円の返還等

を行い、見直しを進めてきた

問 介護保険について、基金

の不足で事業者と契約できな

い場合はどうなるのか。介護

保険の導入でこれまでの施策

と比較し、一三億円から一六

億円経費が削減されるが、そ

の分を高齢者施策拡充のため

に振り向けるべきだがどうか。

答 居宅介護支援事業者連絡

会などを通じ、サービス利用

の調整を図っていく。一般会

計で一四億円の削減と考

えているが、福祉施策全般の

貴重な財源として活用する。

問 大型店の出店ラッシュと

ともにドンキホーテなど深夜

営業が区内に広がり、安眠妨

害や中小小売店への打撃が心

配される。「大型店出店凍結

宣言」や独自の歯止め・条例

制定をすべきだがどうか。

答 一定の調整規制は必要だ

が、大型店の出店自体を阻止

することは困難だ。又、出店

予定地の生活環境を守るため

等の条例化が可能かどうか、

6月を目途に検討している。

問 井草森公園周辺の健康被

害問題はいまだに原因究明さ

れていない。被害者救済最優

先、原因究明へ不燃ごみ中継

所の停止を。区長の見解は、

答 現時点では稼働の停止を

都に求めること、又、移管後

直ちに稼働停止することは非

常に困難である。

問 日本共産党は学校選択自

由化に反対である。子どもに

は学習権、父母には教育権が

あることから、情報公開と住

民参加で慎重な幅広い協議を

求めるがどうか。

答 児童・生徒のことを考え

慎重な検討が必要。今後設置

する仮称「杉並の教育を考え

る懇談会」の中で、十分な議

論を行っていく。

問 区長は、予算編成方針で

厳しい財政状況下でも、杉並

らしき、杉並の個性を出して

行くのに意を用いたとあるが、

杉並をどのようにイメージし、

具体的にはどんな事業にそれ

らが表れているのか。

答 区民が願う「質の高い生

活」が送れる都市づくりを進

める上で不可欠な要素である

健康と環境を重視した。資源

循環型環境先進都市をめざし

た事業とみどりの確保、又、

子どもたちの教育を充実する

事業に意を用いた。

問 行政改革における職員定

数の削減は、今後どの様に展

開していくと考えるのか。

答 21世紀ビジョン等を踏ま

えた新たな計画の中で具体化

していくが、12年度の削減目

標を更に上回る目標を設定し

最大限の努力をする。

問 健康・環境先進都市をめ

ざして、区自身が環境マネジ

メントシステムの国際標準規

格ISO14001の認証取

得をめざすとあるが、区が認

証取得をする意義は、又、ど

んな効果が期待できるのか。

答 公共事業など環境に影響

を与える多くの施策を実施し

ている区が認証取得すること

で、地球環境の保全に貢献で

きる事が最大の意義だ。効

果は、省エネルギーや省資

源の計画的、効率的推進など

環境保全を推進する効果。職

員の意識の向上、環境マネジ

メントシステムの導入による

効率的な行政運営の実現等組

織内部の効果。区の取り組み

姿勢の明確化で区民、事業者

への啓発効果、である。

問 安全で快適なまちづくり

に関連し問う。住民から改善

要望のある高円寺駅南口周辺

の整備については、自転車駐

車場の位置、噴水の存在、ご

みの処置など景観の視点で総

合的に街をとらえ、明るく、

きれいで潤いのある空間をつ

くることが必要だ。こうした

景観対策を区は具体的にどの

ように進めて行く考えか。

答 現在、住民参加で作成中

の中杉通り周辺をモデルとし

た景観ガイドラインを基にし

高円寺駅など他の駅について

も商店街、地域の方々と話し

合い、個性を生かした魅力ある

景観まちづくりを進める。

問 区民が主体となつて真剣

でかつ楽しくまちづくりがで

きるように、区は誠心誠意支

援すべき。地域の一部が防災

上問題があるとされた高円寺、

阿佐谷地域の防災まちづくり

にどの様に取り組むのか。

答 「防災都市づくり調査」

の結果をよく説明し、地域の

活性化、環境、リアフリー

など総合的な視点に立った、

地震に強いまちにするため、

今後どのようにするか、この

地域の方々と話合っていく。

問 清掃事業には、資源が循

環的に活用され廃棄物が限り

なくゼロに近い社会づくりが

求められる。清掃事業の移管

後、リサイクルや清掃につい

て住民の意見を反映させる仕

組みをどの様に考えているか。

答 清掃審議会でのリサイク

ル・清掃事業の基本方針等の

審議の外、区民参加のごみ会

議の開催や清掃協力会との連

携等様々な方法を考えている。

問 乾電池、蛍光灯は店頭

回収し、最新のリサイクル技

術で再生利用する。殺虫剤、

医薬品等は拠点回収し、専門

業者による中和、高温強制焼

却をする。他区には、本区同

様の施策をとるよう協議する。

問 ダイオキシン類を発生

させるものに塩ビ製品がある。

区ではどの様な塩ビ製品を使

用しているか。自治体での塩

ビ製品の使用は禁止すべき。

答 ラップやシート等を使用

している例はあるが、事務用

品等は塩ビを含まない代替品

に切り替えている。全面的な

使用禁止には、代替品の有無

コストを考慮する必要がある。

問 学校完全週五日制がスタ

ートする中で、学童クラブの

障害児枠の希望者増加の問題

も含めて、障害児の放課後対

策の再構築が必要と考えるが、

答 当面は地域・サービス

事業として民間施設への助成

で対応するが、今後は学童ク

ラブの障害児対策を含め、障

害児の放課後対策を検討する。

本紙掲載の質問と答弁は、

一部を抜粋したものです。

詳しい内容をお知りになり

たい方は、お近くの区立図

書館等で会議録をご覧ください

(5月中旬発行予定)。

区民の福祉・健康を守りながら区財政の再建を果たせ

財政再建と新しい21世紀に対応した行政改革方針を評価

21世紀の杉並区政出発に「市民参画条例」の策定を

杉並・生活者ネットワーク区議団



一般

質問

区政一般について10名の議員が質問しました。一部要旨をお知らせします。

区民に負担を強いサービスの低下する介護保険の中止を

問 都革新の調査によれば、コンピュータによる認定制度が現実とかけ離れたものとなっており、認定制度の問題点が全国の関係者から指摘されている。区独自の認定基準の作成や認定制度の抜本的見直しを国へ申し入れる考えは。

答 現在の認定制度の中で審査・判定は円滑に進んでおり、区独自基準の作成や制度の見直しを国に申し入れることは考えていない。

問 介護保険料に限り、低所得者に対する区独自の負担軽減策を。利用料も非課税世帯や低所得者には区独自の減免措置を行うべきだがどうか。

答 保険料は、弾力化条項を適用する必要がないとの考えから基準どおりに設定。低所得の方には負担の上限を低くする等の特例があり、区独自の減免措置は考えていない。

問 介護保険制度は、直ちに中止し、国や自治体の責任を明確にし、改めて介護体制の充実に向かうべきではないか。

答 制度の中止等検討する考えはない。制度をより良いものとする検討は制度発足後も引き続き行っていく。

問 社会福祉協議会で行っているデイサービス事業が、介

護保険制度下では経営がなりたたなくなる。委託を廃止する場合、職員の身分はどうなるのか。委託を継続すべき。委託廃止以後も身分は各

赤字区債の発行は公約違反だ 興銀グラント買収は慎重に

問 区長の選挙公約のひとつに区の支出を20%削減することがあった。どのような計算をもって20%削減できると公約したのか。その根拠は。

答 20%削減と言ったのは、それくらいの覚悟で取り組む必要があるということを示したものであって、積み上げて算出した数値ではない。

問 20%削減の歳出削減を行うためには、減税補てん償を発行しないことが必要ではないのか。今度もこのような赤字区債を発行し続けることをどう考えているのか。選挙公約と整合性がないと思うが。

答 指摘のとおり、減税補てん償は、現在のサービスのために将来の負担を確定してしまつたものであり、発行しないほうがよい。だが、緊急に迫られた現在の行政需要もあり、将来の負担とのバランスを考えたうえでできる限り抑制して

発している。

問 日本興業銀行のグラント買収で区の支出はないというが、一〇〇億からの起債が必要になるはずだ。近年は都の財調交付金も削減されており、区債残高が過去最高レベルにある中で、着実に返済できる見通しがあると言えるのか。

答 すでに確立されている都市計画事業の枠組みの中で進めるものであり、区としては確実な返済の見通しのもとで進めるものである。たしかに都の財政も厳しいが、今後とも区の方針どおりに進められるよう国や都と協議していく。

問 痴ほう症に対する正確な要介護認定を行うためにも、我孫子市のように判定基準を明確化する必要がある。

答 区が独自に基準を設け、明確化する予定はない。

問 区の要介護認定（二次判定）で一次判定結果を変更し

ている割合は一割強だが、隣の世田谷区では、これが三割強である（1月末現在）。これをどう考えるか。

市民参加でより良い介護保険と多様な保育の充実を

問 介護保険運営協議会の構成メンバー二八人中八人の区民は、どの様な立場の区民か。八人は広く公募で決められれば立地法に吸収される。そこで、大型店の出店から生活環境を守るための条例化が可能かどうか6月を目途に検討を始めた。条例化が可能な売場面積も検討対象になる。

答 要綱は、立地法が施行されれば立地法に吸収される。そこで、大型店の出店から生活環境を守るための条例化が可能かどうか6月を目途に検討を始めた。条例化が可能な売場面積も検討対象になる。

問 介護保険運営協議会の構成メンバー二八人中八人の区民は、どの様な立場の区民か。八人は広く公募で決められれば立地法に吸収される。そこで、大型店の出店から生活環境を守るための条例化が可能かどうか6月を目途に検討を始めた。条例化が可能な売場面積も検討対象になる。

答 委員構成は、第一号・二号被保険者から一名ずつ、公募の区民を六名予定。又、苦情処理等の専門委員会の設置は考えていないが、区民の声を広く聞くということから公募枠をもれた方々の力も借りる方向で検討していきたい。

問 学校の余裕教室を活用しNPOの運営によるデイサービスが実施される。区から運営を委託され安定するまでの三年間程度は支援が必要。NPOへの理解と支援を望む。

答 介護保険事業実施の区立施設は、委託している法人が三年から五年程度で介護保険事業者の指定を受けられるように考えている。その間は区の委託を継続し、運営が軌

厚生省は当初10〜20%の変更率を想定していたので、区の変更率は概ね妥当であると考えている。

問 東京都は大気汚染患者への施策の一部（入院時助成）見直しを打ち出した。自治体の当然の責務として、「全面救済」すべきだがどうか。

答 医療費助成制度の全体の見直しの中で、一部自己負担を導入予定と聞いている。

問 区民の多くが「公園、緑の多い自然環境の残されたまち」を望んでいるが、杉並の緑は激減している。日本共産党は、これまで緑化施策の強化を国、都、区有地等への植栽など具体的に提案してきた。今後の対策を伺う。

答 緑化施策は極めて重要な課題と認識している。「みどりの基本計画」に基づき着実に推進に努める。

問 都は玉川上水を「歴史的環境保全地域」「景観基本軸」に指定するなど環境保全をうたってきた。この都条例の理念に対する見解及び「杉並区環境基本計画」に基づき保全を都に要請したのか伺う。

答 玉川上水は単なる土木遺産でなく武蔵野の面影を残す重要な自然環境であり、継承は大切である。地域の状況に充分配慮し、歴史的環境保全を図るよう要請している。

問 都は放射五号線の「総合環境アセスメント制度」を試行するが、計画の見直しも考慮に入れるべきと都に申し入れる考えはないか。

答 環境に十分に配慮し、多くの方々の理解と協力を得て進めるよう要望してきた。

問 私立幼稚園は、3歳到達時に入園奨励を始めるほど入園児を集めたい。一方、収入減で自分も働きたいが、保育園に預けられずに困っている人も増えている。この様な状況では、区立幼稚園を保育園に代えるべきではないか。

答 今回の行財政再建緊急プランの中で区立幼稚園のあり方を指摘の点を含め、あらゆる角度から検討する。

職員削減目標を更に高く 区長のがんばる覚悟に期待

問 編成方針演説での「改革元年予算」という言葉に、来年も、再来年も、区長はがんばる覚悟なんだと受止めたが、区長の決意を伺う。

答 行財政再建緊急プランを、13年度以降の本格的な行財政改革への第一歩と位置付け元年予算と言った。13年度からはより抜本的な改革を実行し、区の再生に取り組む。

問 出張所一カ所当たり一〇人位の職員がいるが、それを九人に削減することがそんなに大変なことなのかと思う。

答 来年度予定の長期計画見直し等を通じ、鋭意検討する。

問 編成方針演説での「改革元年予算」という言葉に、来年も、再来年も、区長はがんばる覚悟なんだと受止めたが、区長の決意を伺う。

答 行財政再建緊急プランを、13年度以降の本格的な行財政改革への第一歩と位置付け元年予算と言った。13年度からはより抜本的な改革を実行し、区の再生に取り組む。

問 出張所一カ所当たり一〇人位の職員がいるが、それを九人に削減することがそんなに大変なことなのかと思う。

答 来年度予定の長期計画見直し等を通じ、鋭意検討する。

問 区は、西荻窪商店連合会青年部が中心となつて行っているハロー西荻まつりを含め、西荻窪地域の商店会独自の個性を、どう把握し評価しているのか。又、21世紀に向けて西荻窪商店会などの様な発展を期待しているのか。

答 力を合わせて商業振興やまちづくりに取り組み、成果を挙げていると認識している。今後の地域全体でのカード事業など新たな可能性へのチャレンジにも期待している。

問 西荻窪駅周辺の商店街を

おむつをしない介護のあり方は検討テーマだ。区の介護保険事業の基本理念は、要介護状態でも自身の希望が尊重され自立した生活が送れるように自立支援を掲げている。

問 区内でも介護の資格を持つ方々が4Kのアパートを借り、練馬の「きみさんち」と同様のグループホームを始めたいのだが、このような場合、区独自の対応をしないのか。

答 区単独での支援は、財政負担の問題や介護保険の設置運営基準との兼ね合いもあり、今後の課題である。

区民のいのちと健康をまもる環境保全を

問 尼崎公害訴訟は自動車の排ガスが、気管支ぜんそく等に因果関係があり、道路、環境行政の抜本的見直しを迫る「判決」となった。環七大原交差点では浮遊粒子状物質が一立方メートル0・15mgと判決基準の値であり、環境

基準を大幅に上回る。判決をどう受け止めたか、又、教訓を生かすべきだがどうか。

答 判決は、自動車排ガスによる健康被害に国、公団の責任を認めるなど、道路交通対策上、極めて重い内容である。今後の対策を進める上で充分

受け止めていく。

問 東京都は大気汚染患者への施策の一部（入院時助成）見直しを打ち出した。自治体の当然の責務として、「全面救済」すべきだがどうか。

答 医療費助成制度の全体の見直しの中で、一部自己負担を導入予定と聞いている。

問 区民の多くが「公園、緑の多い自然環境の残されたまち」を望んでいるが、杉並の緑は激減している。日本共産党は、これまで緑化施策の強化を国、都、区有地等への植栽など具体的に提案してきた。今後の対策を伺う。

答 緑化施策は極めて重要な課題と認識している。「みどりの基本計画」に基づき着実に推進に努める。

問 都は玉川上水を「歴史的環境保全地域」「景観基本軸」に指定するなど環境保全をうたってきた。この都条例の理念に対する見解及び「杉並区環境基本計画」に基づき保全を都に要請したのか伺う。

答 玉川上水は単なる土木遺産でなく武蔵野の面影を残す重要な自然環境であり、継承は大切である。地域の状況に充分配慮し、歴史的環境保全を図るよう要請している。

問 都は放射五号線の「総合環境アセスメント制度」を試行するが、計画の見直しも考慮に入れるべきと都に申し入れる考えはないか。

答 環境に十分に配慮し、多くの方々の理解と協力を得て進めるよう要望してきた。

問 私立幼稚園は、3歳到達時に入園奨励を始めるほど入園児を集めたい。一方、収入減で自分も働きたいが、保育園に預けられずに困っている人も増えている。この様な状況では、区立幼稚園を保育園に代えるべきではないか。

答 今回の行財政再建緊急プランの中で区立幼稚園のあり方を指摘の点を含め、あらゆる角度から検討する。

「西荻窪らしさ」を活かしたまちづくりの実現を！

問 区は、西荻窪商店連合会青年部が中心となつて行っているハロー西荻まつりを含め、西荻窪地域の商店会独自の個性を、どう把握し評価しているのか。又、21世紀に向けて西荻窪商店会などの様な発展を期待しているのか。

答 力を合わせて商業振興やまちづくりに取り組み、成果を挙げていると認識している。今後の地域全体でのカード事業など新たな可能性へのチャレンジにも期待している。

問 西荻窪駅周辺の商店街を

なかつたか。又宮前出張所の廃止がうわさ話として流れ、区民の動揺を誘発している。由々しき事態と思うがどうか。

生活の場にアート施策を展開し心豊かな社会に

美術館のない杉並区では、美術館のないことを逆手にとって、学校・福祉施設などへのアートデリバリー（アートの配達）や、ワークショップの展開に重点を置いた施策を考えて行くべきだがどうか。

学校・地域・行政の連携で母と子にやさしいサポートを

人間関係を学ぶ機会が多い中学校の部活動を一層活性化させるために、外部指導員の更なる充実を図ることや、他の具体的な方法はるか。

区民の生命を守るための積極的なダイオキシン対策を

人体に様々な影響を与える毒性の強いダイオキシン類は、塩ビ製品を含んだ一般ゴミが焼却されることにより発生するため、区民の行動が深く関わっている。区長は廃棄物をださないというゼロエミッション型社会づくりを提言しているが、積極的な取り組みを願う。そこで、今回提案のダイオキシン類発生抑制に関する条例制定の意義を問う。

介護保険制度に区独自の低所得者対策を求め

介護保険制度に区独自の低所得者対策を求め、保険料や利用者の負担の軽減を各事業に広げるよう求める。保険料は所得段階別定額は図られている。利用料軽減は政府の特別対策に基づき対応したい。

請願・陳情

3月21日の本会議で、審査を終えた請願・陳情を次のとおり決定しました。

採択されたもの

荻窪一丁目における産業廃棄物処理に関する陳情中第一項（東京都及び関係所轄署と連絡の上、運搬及び処理に対し厳重な指導を行うこと）
西部新宿線下井草駅北口改札口設置に関する請願
スパー「つかさ」による健康被害等の改善を求めることに関する請願
日産自動車荻窪工場（桃井三丁目）の移転跡地に「防災機能をもつ公的施設」を求めるとの陳情中第二項（日産に要望書を提出し、都に意見書を提出する）
荻窪一丁目における産業廃棄物処理に関する陳情中第二項（小型焼却炉の使用禁止等の条例の制定等）
杉並区都市計画審議会条例に関する陳情中第一項（都市計画に関する事項について、審議会に区民等に対し、発議し、建議する機会を与えること）、第三項（審議会の議事、議録を原則公開に）

趣旨採択されたもの

日産自動車荻窪工場（桃井三丁目）の移転跡地に「防災機能をもつ公的施設」を求めるとの陳情中第一項（都市計画に関する事項について、審議会に区民等に対し、発議し、建議する機会を与えること）、第三項（審議会の議事、議録を原則公開に）
「杉並区立遊び場七八番」の存続に関する請願
杉並区都市計画審議会条例に関する陳情中第二項（審議会委員に複数の公募の区民を

ご利用ください

区内にお住まいの視覚障害者1、2級の方と、そのほか特に希望される方に、本紙を録音した「声の区議会だより」又は「点字の区議会だより」が、ご希望の方へお知らせください。

区議会を傍聴しましょう

区議会の本会議や委員会は、定員の範囲以内でなたでも、又、車いすでの傍聴や手話通訳による傍聴もできます。

来年4月までの周知、合意形成の方法等、今後のスケジュールは、七事務所について、既存の地域区民センター等区民にどう提示していくのか。

実施に向け、出張所サービスクーパー統廃合具体化検討会で全庁的に検討している。新たな事務所の設置場所は、区民センターも含め、七つの地域の中で適切な場所を設置したい。検討課題具体化の際には、区民の理解を得ていく。

自主グループが介護予防の国の施策の受け皿になれるように対応を考えるべき。

週三日以上の活動回数や選任職員の配置等の基準を満たす必要があり、介護保険導入後の活動状況を見た上で対応したい。

6年度以降計画的に福祉施設等への業務用生ゴミ処理機の設置やコンポスト容器のあつ旋、助成、家庭用生ゴミ処理機購入助成に取り組んできた。これまでの研究成果を踏まえ有効利用の方策を探る。

ダイオキシン類の排出抑制に関する条例の実効性を高めるために、細やかな住民への指導が求められるがどうか。

区民、事業者の全面的な理解、協力が不可欠である。広報、パンフレット等による普及啓発、町会等への説明会等、きめ細かい対応に努め、条例の実効性を高めて行く。

介護保険苦情処理業務に十分な体制づくりをするべき。苦情内容と件数をどの様に想定し、体制を整えるのか。

相談等を担当する組織を設置の予定。相談内容は、要介護認定、サービス利用、制度全般に関する苦情等年間六〇〇〇件を見込んだ。

杉並ごみ中継所の健康被害問題について、被害者の重症化をもたさないよう中継所の操業停止を行い、あり方を見直すべき。

区として都の調査委員会の報告を注目している。改正住民基本台帳法のネットワークに流れる情報は、住民票の四情報とそれ以外の戸籍、続柄、年金等も含み、

守るという視点から、今後、ダイオキシン調査を充実させる考えはあるのか。

12年度は区内の大气・土壌について、調査回数を本年度の二回から年四回に充実し、より正確な実態の把握に努めていく。

ダイオキシン類の大气中の調査は大変難しいと聞いている。ダイオキシン類の濃度は、日によって五〇倍から一〇〇倍も変わるという。ある地点の平均大気濃度を正確に測定するためには、年間に五〇回の測定が必要とされている。

区は、年四回の測定で良いと考えているのか。

国では、大気環境基準については、季節変動を考慮し、年四回の測定の平均値により大気環境基準と比較することにされており、年四回でも国の基準や都内各地の基準との比較は可能である。

区民、学識経験者を含めたダイオキシン対策の審議会を設置すべきだがどうか。

区民、学識経験者を含めた環境審議会が設けられており、あらためて別個の審議会を設置する考えはない。

個人情報保護の観点から慎重な対応が求められる。四情報とそれ以外の情報では取り扱いはどの様なちがいがあのか。

一三情報プライバシーの危険性のあるネットワークにのことは、区の個人情報保護条例に反する。区長は、この改正法の廃止の先頭に立つよう求めるがどうか。

一三情報それぞれが個人情報保護の対象であり、厳重に保護されるべきものだ。このシステムの導入と運用についてプライバシーの保護や財源措置の不明確さなど懸念が多々あり、ネットワーク化には慎重にならざるを得ない。

保育体制の拡充として、休日保育や小規模保育所の補助基準面積の拡大が行われる区等の取り組みを促進すべき。

国が示した規制緩和措置については、国の動向、これを受けての都の対応を見守りつつ活用の可能性を探っていく。休日保育は、新たな保育サービスの一つとして今後検討すべきとしている。

区議会事務局までお申し込みください（手話通訳希望の場合は、希望日の四日前までにお申し込みください）。



予算特別委員会の最終日(3月17日)に、各会派から予算案に対する意見表明がありました。その要旨をお知らせします。

財政難を工夫し新時代に即応 すべく努力した予算を承認

自由民主党杉並区議団

わが会派は、次の六つの視点にウエイトを置き、予算案等を審査した。それぞれに意見を付し、12年度各会計予算並びに関連議案に賛成する。一、時代の変化に伴い、新しい時代に即応しているか。ISO認証取得の調査・検討の具体化、学校でのインターネット推進の計画化、学校施設を利用した区民パソコン教室等、新しい時代に向けての施策は評価できる。しかし、地方分権がらみの教科書採択事務のシステムについて重要な事項として位置付けがない何らかの形で、区民に意思表示する必要がある。

二、厳しい財政事情に照らして、徹底した行政改革を意識した予算か。二、策定の行財政再建緊急プランの柱の一つである内部努力の徹底は、組織の改革、定数の適正化、職員関係費の見直し等で、財政効果は二九億円余。計画通り実施されることを期待する。更にプランの中の施策・事務事業の見直しの効果は、補助金・分担金の見直し、民間委託と事業の民営化の推進等で五三億円余。特段問題のない事業を思い切った民間活力にまかせざるべき。三、清掃移管等の都区制度改革や、介護保険制度など、いかに円滑に実施するために意を用いたか。

介護保険制度そのものも大切だが、介護保険の受け皿としての基盤整備が更に大切。本予算では、在宅サービスセンターの設置、家事・付添いサービス事業、いきいきデイサービス事業の実施等々財政難の中、一定の前進をみていることを多とする。清掃事業の移管で、移った都職員も杉並区の職員として区民のために努力してほしい。又、杉並中継所が果たしている役割をきちんととらえ、健康被害の救済や原因説明、中継所運営の問題を慎重に対処するよう要望する。四、区民の意思を区政に反映させる工夫がされているか。何が区民にとって大切な、区民福祉でやるべきことは何か等、区民の意思をトータルし、バランスよく区政に反映させてほしい。五、歳入の確保に創意工夫がなされているか。保育料や貸付金等の収入未済の解消、使用料・手数料の見直し等が緊急プランにあげられている。収納率の向上等効果があがる方法を努力を願う。悪質な滞納者を公表する自治体もある。参考に検討を六、財政構造改革にいかかる意を用いているか。歳入の大幅な減少の中、減税補てん償を一五億円に抑え、圧縮して編成されている。将来の区民の負担をできる限り減らした努力を認める。又、各種補助金等の見直し等での四億円以上の捻出、経常経費の縮減で経常収支比率の改善に努力がみられる。

区役所一丸となった行政改革 のより強力な推進を希望する

民主党・区民連合

民主党・区民連合は、12年度各会計予算及び関連議案に次の理由により賛成する。一、現在及び将来の諸課題を解決する財源を、行政改革により確保する方向性である。12年度は、改革で生み出された財源が税収減等と相殺されてしまったが、13年以降に改革の財政効果が見込まれる項目も多く、その実現にわが会派も共に取り組んでいく。二、行政改革を区役所一丸となつて取り組んだ手順である。共通の事務事業評価フォーマットを作成し、全ての事業を全ての部署を巻き込んで見直した。職員の中には、この作業により、区民の税金を大事に使うことを、再確認することができた」という声があった。区民の立場に立つた杉並区役所へと、更なる取り組みを願う。

次に、今後、区が解決しなければならぬ課題について述べる。一、要介護になつてもおむつをせず、トイレで用がたせるという人間として最低限の生活ができる杉並区にしなければならぬ。一、ダイオキシン類の削減や不燃ごみの削減、リサイクルにも更なる取り組みが必要。一、駅前踏切で、毎朝、無駄な待ち時間を過ごすことのないよう、駅の整備もしなければならない。一、女性の社会進出のために、保育園や学童保育の整備も必要である。一、教育に関して、所管課が真剣に議論しあうことは言うまでもないが、主役である子どもたちの意見もしっかり取り上げ、子どもたちが納得する教育行政の確立を希望する。

以上、まだまだ多くの諸課題があるが、早急に解決できるように、なんとしても行政改革を進め、財源確保をしなければならぬ。そのために、民主党・区民連合は、骨身を惜しまず協力する。



杉並区議会情報公開条例(抜粋)

前文

杉並区議会は、本会議の傍聴はもとより、各委員会の傍聴及び会議録の閲覧等、区民に開かれた議会の実現に努めてきたところである。今日、地方分権の一層の進展の中で、自治体の果たすべき役割は拡充され、その責任はますます重大となっている。杉並区議会は、こうした自治体の自己決定権が拡充され、各自治体の真価が問われる今こそ、区民に開かれ、信頼される議会の実現に向けて、新たな気持ちで取り組むことが必要と考える。

そこで、区民の知る権利を保障する観点から、会議の公開はもとより、杉並区議会に関する多様な情報を、従来にもまして積極的に公開し、提供することこそが、区民に信頼される民主的で公正な議会の実現に不可欠であるとの認識に立ち、この条例を制定するものである。

第一章 総則

第一条 この条例は、杉並区議会(以下「議会」という。)の保有する情報の公開に必要事項を定め、あわせて総合的な情報の公開を行うことにより、情報公開を求め、区民意識の高まりにこたえ、議会の諸活動を区民に説明する責任を全うし、もって議会に対する区民の理解と信頼を深め、杉並区政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 情報 議会議事録の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、文書若しくは図画(磁気ディスクその他これに類するものから出力されたものを含む。)、写真、フィルム及び録音テープ若しくはビデオテープ(これらに類するものを含む。))により、議会の議長(以下「議長」という。))が管理しているものをいう。
- 二 情報の公開 議会が、この条例の規定に基づき、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。
- 第二章 情報の公開
- (情報の公開請求権者)
- 第六条 次に掲げるものは、議長に対し、情報の公開を請求することができる。

- 一 区内に住所を有する者
- 二 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- 四 区内の学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該情報を必要とする理由を明らかにすることができるもの
- (公開しないことができる情報)
- 第七条 議長は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- 一 法令(条例を含む。以下同。))の規定により公開することができないとされている情報
- 二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であつて、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
- イ 法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの
- 三 法人(国及び地方公共団体を除く。))その他の団体(以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 情報を特定するために必要な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、議長が定める事項

- (請求に対する決定等)
- 第十二条 議長は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して十四日以内に、請求に係る情報の公開の可否を決定し、その旨を速やかに当該情報の公開の請求をしたもの(以下「請求者」という。))に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、公開しないことと決定したとき(当該請求の一部について公開しないことと決定したとき、及び第十条の規定により公開請求を拒否するときを含む。))は、その理由をあわせて通知しなければならない。
- 3 議長は、やむを得ない理由により、第一項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、議長は、当該延長の理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。

- 第三章 救済の手続
- (救済の手続)
- 第十五条 議長は、この条例の規定による処分に関して、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づき不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかになつたことを理由として却下するときを除き、遅滞なく、杉並区議会情報公開推進委員会の意見を聴いて、当該不服申立てについての決定を行うものとする。
- 第四章 雑則
- 附則
- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成十二年四月一日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。

条文は、抜粋です。詳しくは、区議会事務局へ。なお、次のとおり、区議会情報公開推進委員会委員が、議長より委嘱されました。委員長 門脇 文良 委員 樋口 蓉子、梅田ひさえ、鈴木 信男、青木 實、武田 周吾、横倉たかお

各会派の意見発表

先見性を持ち福祉の原点に立つ区政運営の舵取りを切望

杉並区議会公明党

わが会派は、次の三つの理由から総体的に合格点の予算と判断し、各会計予算並びに関連議案に賛成する。

賛成理由の一、健全な財政運営を主眼にしている。

既定経費15%の節減、減税補てん債の圧縮、区税等の収納率の向上に努める等、歳入の確保に当たった姿勢を評価。

賛成理由二、区民の期待や願いにこたえる予算である。

介護保険制度の実施、中継所問題の解決、魅力ある学校教育づくり等、生活のゆとりと豊かさを実現できる施策が随所に見られる。

賛成理由三、行政改革を一層推進する予算である。

財源のねん出のため、本予算では三〇〇にわたる事務事業を総点検し、八五億円を超える財源を確保。区民の期待に的確にこたえる区の執行体制への取り組みを多とする。

次に、意見・要望を述べる。

一、2000年記念事業は、21世紀につながる夢のある事業となるよう企画力に期待する。PFIについては、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設の有効活用を図る上から、十分な調査研究を願う。

一、経済不況の中、委託契約金額は下がっているはずだが、同じ会社が落札している施設の管理委託費が値上がりしている。今後の契約について、正しくチェック機能が働くよう、更なる検討を望む。

一、国勢調査は、個人情報保護の観点から十分な検討を。学校地域防災連絡会を中心にした全区的な防災体制の充実と、防災倉庫にベットの導入を加えることを提案する。

一、教職員の給与を振込みにするよう全努力を傾注せよ。

一、活力ある区政をめざし女性管理職の充実と育成を要望。

一、情報通信自治体No.1をめざす取り組みを要望する。

一、光熱水費に対する職員の意識を改革し一層の節電を。

一、集会施設の休館日の改善と職員の接遇改善を要望する。

一、介護保険の基盤整備への更なる努力と、要介護の高齢者を出さないよう、いきいきデイサービス事業の拡充を。

一、少子化対策として、軽負担で行える家庭福祉制度を研修等の充実で拡充を望む。

一、医療行為が必要な人は、特別養護老人ホームへ入所できない。療養型病床群への参加を、各医療機関に強く要請すること。

一、保健福祉計画の改定は評価する。計画をもとに全ての面において、健康の視点を各種施策に取り組みよう。又、健康白書の作成を要望する。

一、アレルギー性疾患対策として、区独自の調査と相談窓口の設置を要望する。

一、杉並中継所問題は、引き続き、都が責任を持つべき。3月中に都と文書で確認し、一日も早い問題の解決を。

一、国旗・国歌について、特に教育現場での適切な指導を。

区民の願いに背く「行革」優先の予算は認められない

日本共産党杉並区議団

日本共産党杉並区議団は、次の理由で、用地会計を除く一般・国保・老人保健医療・介護保険の各会計に反対する。

一、区長の予算編成方針は、深刻な不況のもとで苦しんでいる区民生活の実態の分析がなく、又、実態に即して予算を編成するという本来のルールを完全に逸脱している。

一、「福祉は行政が措置する時代から選択の時代」と述べ、区民によりいつその自助努力を求めているが、これは福祉の公的守備範囲を狭めるものである。介護保険で、区の条例案には低所得者対策がなく、わが党は修正案を提出した。「現金給付は時代の流れにそぐわない」と敬老金の廃止や命綱である老人福祉手当の廃止にまで踏み込んでいる。さらに、要介護状態をうまな予防施策の後退、福祉の全面有料・企業化をすすめる区長の姿勢は、自治体の責務を放棄するものであり、認められない。

一、予算案の骨格にすえて「行財政再建緊急プラン」は、八〇億円のリストラヤ一律15%カットの削減数値が先にある区民サービスは、ありきで区民サービスをバツサリ削っている。区民の声を聞かず、トップダウン方式で区民に痛みをおしつける経営感覚の区政運営は、自治体本旨とかけ離れたものである。一、わが党は、国・都からの財源確保をはじめ、実態にそわない七〇億円の「用地取得金」の取り崩しを含め、バブル時代の遺物の基金、外郭団体の見直しなどで、財源確保の提案をした。異常に安い道路占用料や、区財政を圧迫する区債の繰り上げ償還を行わず、大企業や大手金融機関を優遇する区長の姿勢は認められない。猛省すべきである。

一、厳しい消費不況から区内業者のくらしと営業をまもる姿勢がなく、ベンチャー企業の育成にだけ重点がある。区内中小業者の仕事の確保と、大型店の進出・深夜営業から商店街の営業と住環境などをまもる条例の早期制定を強く求める。

一、井草森公園周辺環境問題は、具体的な解決の道すじが示されていない。健康被害者の救済が最優先であり、原因究明を行なうためにも住民要求と議会決議にそい、杉並中継所をただちに一時停止すべきである。外環や放射五号など環境破壊の道路建設もきつぱり中止すべきである。

一、日の丸・君が代の強制、学校施設整備費の激減による整備の遅れ、公教育を崩壊させる学校選択自由化、区立幼稚園や健康学園の廃止、給食の民間委託化など、民主主義の民間委託化など、教育委員会を放棄するなど、教育委員会の形骸化は許されない。どの問題をとっても全区的な議論が大切であり、今後設置される懇談会の結論だけにゆだねることは認められない。

区長の「杉並から本来の自治を創造する」決意に全面協力を

杉並フロンティア

わが会派は、12年各会計予算並びに関連議案について、次の意見を述べ賛成する。

(自治元年予算について)

基礎的自治体としての第一歩を踏み出すわけだが、自主財源の問題等、本道の自治を求める運動はこれから出発点だ。「杉並区から本来の自治を創造する」という決意に意を同じくするものである。

(改革元年予算について)

これまでの杉並区は行革は改善のレベルにとどまっていた。しかし、本予算の行財政再建緊急プランは、真の行政改革に踏み込みはじめ、まさしく改革元年予算と呼ぶにふさわしい。又、事務事業評価制度を導入し、住民満足度、成果指向、行政効率等の視点を持ちはじめたことは、民間感覚の組織へと生まれ変わる胎動が感じ取れる。

(健康・環境先進都市をめざして)

環境は将来の世代に継承する大切な資産である。環境の保全は未然防止を旨とし果敢に政策を推進してほしい。特に、井草森公園周辺環境問題は、焦眉の急の課題である。清掃事業移管に伴い移管される杉並中継所が、原因施設と裁定された場合の責任の所在について、都知事が責任を持つ旨を明言している。更に文書等で具体的にその責任のあり方を詰めていくべき。又、水質汚濁、大気汚染防止にも視点をすえ、賢明な施策を願う。

ダイオキシンの対策についての条例化、ISO14001の認証取得をめざす等積極的な姿勢は好ましい。リサイクルを含め、今後とも環境課題への一層の取り組みを求める。

(21世紀に向けた教育の充実のために)

学校教育のシステムは既に制度疲労を起し、現場では重大事に常に直面している。学校評議員制度や地域社会との融和等が具体化されようとしており、特に学校の自由選択制度の導入は、教育環境改善の試金石となりうる期待がもてる。今後、杉並の教育を考える懇談会の議論を注目していく。

(少子高齢化対応について)

不安要素はあるが介護保険制度については、円滑な実施に万全の体制で臨むことを切に要望する。又、駅前保育所の設置等各種少子化対策に一層の取り組みを望む。

(安全で快適なまちづくりについて)

危機管理については、2000年問題の対応に改めて再確認した事項が多々あり、地域防災計画の総点検の必要がある。又、南北交通バスの運行がスタートするが、事業の成功に万全の体制を要望する。(地域経済の活性化について)

既存の商店街、産業、中小企業の自助努力の支援とともに、情報産業等新産業を区内に根付かせ、全体の活力の活性化につながるよう要望する。

21世紀を展望して、区民と区との協働で区政をつくる

杉並・生活者ネットワーク区議団

地方分権の到来と共に、自治のあり方が問われる時代となった。当区にあっても山田区政の二年目を迎えて、区民と区との協働の力で区政の前進を図って行く時と考える。

わが会派は、区民の政策提案が反映されているか、区民の参画が保障されているかという視点で、各会計予算並びに関連議案を検討した結果、次の意見を付し、賛成する。

一、環境 小型・簡易焼却炉の使用を規制するダイオキシン類発生抑制に関する条例は評価。しかし、市民団体のダイオキシンの調査では都内で二位の数値が出た。調査地点・回数を検討し、有効な調査を行い区民の安全の確保を。

二、井草森公園周辺環境問題 この問題の根本的解決はごみの処理をどう行うかにあるが、プラスチックについては処理計画が示されていない。中継所を不要にするための施策の積極的な推進を要望。健康被害を訴えている人の救済は、区が責任をもって対応を。又、中継所移管後の都の責任の所在を文書により明らかにすることを求める。

三、緑化保全 貴重木保全事業と接道部緑化事業の目標数値が低く、取り組み姿勢が弱い。みどりの保全と創出に意欲的に取り組むことを要望。

四、教育 (仮称)杉並の教育を考える懇談会の十分な議論を期待。各方面からの参画、様々な場での議論が起こるような仕掛けを要望する。

学校図書館の図書館員や司書教諭は専任とする等充実を図り、子どもたちの読書・学習環境の整備を求める。

五、福祉施策 高齢者の分野では、早急にNPO等への具体的な支援と福祉サービス利用者保護のための相談機能や第三者機関等の体制の整備を。介護保険の各事業者に対し自己評価システムや評価基準の作成を行うよう指導を要望。自主グループへは、地域福祉の核として主体的に活動できるよう支援を厚く。

老人福祉手当の段階的廃止は、区民生活にとって厳しいものであるが、長期的に展望すると現金給付型の従来の手当は介護保険導入後は適切でないと考え、条例改正に賛成する。

子育てについては、駅前保育の実施、ファミリーサポートセンター事業の一層の充実を。学童クラブの定員オーバーへの対応の確立、障害児受け入れ枠の拡充を要望。母親クラブへの一層の支援を。

六、地域活動推進と区民参画 既存の地縁組織も含めたNPOやボランティアの活動への行政の支援を望むとともに、新しい世紀に向けて、区と区民の協働のあり方を示す条例制定へ発展させていくことを求める。

学校地域防災連絡会が様々な団体と有機的に連携する場となるよう望む。

審議した議案



第1回定例会では、次の議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

条例制定

介護保険円滑導入基金条例

介護保険制度の実施に当たり、保険料の軽減及び準備経費等の財源に充てるため交付される特例交付金を基金として設置し、管理運営するため制定。

(12年3月22日から施行。但し、14年3月31日失効)
ダイオキシン類の発生抑制に関する条例

小型・簡易焼却炉による焼却行為を禁止する等、廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類の発生抑制に関する施策を実施するため制定。

(12年6月1日から施行。但し、現に小型焼却炉等の設置者に関しては、焼却禁止の規定は条例の施行日から一年間は適用しない)
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

幼稚園教育職員の任用等の事務が都教育委員会から区教育委員会へ移管するに伴い、勤務時間、休日等に関し、必要な事項を定めるため制定。
(12年4月1日から施行)
幼稚園教育職員の給与に関する条例

幼稚園教育職員の任用等の事務が都教育委員会から区教育委員会へ移管するに伴い、

条例改正

組織条例の一部改正

清掃事業移管に伴い、組織を整備する必要があるため改正。

(12年4月1日から施行)
財団法人に対する助成に関する条例の一部改正

財団法人杉並区まちづくり公社及び財団法人杉並区国際交流協会の解散に伴い、助成対象から除く必要があるため改正(国際交流協会は解散後文化振興協会と統合)。

(12年4月1日から施行)
行政手続条例の一部改正

民法の一部改正により、禁治産及び準禁治産の制度が、後見及び保佐の制度に改められること等に伴う所要の規定の整備を図るため改正。

(12年4月1日から施行)
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正

都教育委員会から区教育委員会への教育事務の移管に伴い、現行の職員の勤務時間に関する条例等の所要の規定の整備を図るため改正。

(12年4月1日から施行)
防災会議条例の一部改正

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため改正。

(12年4月1日から施行)
印鑑条例の一部改正

禁治産の制度が後見の制度に改められることに伴い、所要の規定の整備を図るため改正。

(12年4月1日から施行)
区の福祉に関する事務所設置条例(全部改正)

社会福祉事業法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため改正。

(12年4月1日から施行)
敬老金支給に関する条例の廃止

介護保険制度の実施に伴い、在宅サービスの充実へ施策を移行することから、現金給付制度の見直しを行い敬老金を廃止。

職員定数条例の一部改正

清掃事業の移管により都からの派遣職員に対応するとともに、平成8年3月以降の職員定数削減の取り組みに基づき職員の定数を改正。

(12年4月1日から施行)
区立高齢者活動支援センター及び敬老会館条例の一部改正

和田敬老会館の移転に伴い、名称及び位置を区立方南敬老会館、方南1-51-7に変更するため改正。

(12年3月30日から施行)
乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正

乳幼児の保護者に関して、後見人が未成年後見人に改められることに伴い、所要の規定の整備を図るため改正。

(12年4月1日から施行)
都市計画審議会条例(全部改正)

都市計画法の一部改正により、市町村都市計画審議会の設置根拠が定められたことに伴い、規定の整備を図るため改正。

(12年4月1日から施行)
地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

連担建築物設計(既存の建築物を前提として総合的設計により建築する)制度の創設に伴い、規定の整備を図るため改正。

(12年3月22日から施行)
沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

東京都市計画沿道地区計画の変更に伴い、規定の整備を図るため改正。

(12年3月22日から施行)
区立区民住宅条例の一部改正

財団法人杉並区まちづくり公社の解散に伴い、高円寺北区民住宅の一部が区に譲与されるため改正。

(12年4月1日から施行)
区立幼稚園の保育料等徴収条例の一部改正

幼児の保護者の規定について、後見人が未成年後見人に改められることに伴い、所要の規定の整備を図るため改正。

(12年4月1日から施行)
介護手当条例の一部改正

介護保険制度の実施に伴い、

受給資格を変更するため改正(12年4月1日から施行)
化製場等に関する法律施行条例(全部改正)

化製場等の設置許可に関する事務が都から区へ移管されたことに伴い、その手続及び新たに手数料等を定めるため改正。

(12年4月1日から施行)
老人福祉手当条例の一部改正

介護保険制度と政策目的が重複することから、老人福祉手当制度を見直すため改正。

(12年4月1日から施行。但し、15年3月31日失効)
区立高齢者住宅サービスセンター条例の一部改正

新たな高齢者住宅サービスセンター五カ所の設置と介護保険制度の実施に伴う事業の整備等のため改正。

(12年4月1日から施行。宮前ふれあいの家は12年9月開所予定)
区立特別養護老人ホーム条例の一部改正

介護保険制度の実施に伴う事業の整備、使用料設定等のため改正。

(12年4月1日から施行)
体育施設等に関する条例の一部改正

高円寺体育館に設置する小体育室の使用料を定めるため改正。

(12年4月1日から施行)
区立郷土博物館条例の一部改正

小・中学生の利用を促進するため、常設展の観覧料を無料とする改正。

(12年4月1日から施行)
区議会委員会条例の一部改正

条例中の環境部を環境清掃部に変更する改正。

(12年4月1日から施行)
奨学金に関する条例の一部改正

高等学校等の在学者に対し、奨学金月額の貸付限度額を引き上げることにより奨学金制度の充実を図るため改正。

(12年4月1日から施行)
国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法の一部改正及び介護保険法の施行に伴い、介護保険法の施行に伴って新たに区条例で定めるため改正。

(12年4月1日から施行)
介護手当条例の一部改正

部に変更する等の改正。(12年4月1日から施行)
11年度一般会計補正予算(第四号)

心身障害者ホームヘルプサービス、幼年公園新設等に要する経費二億九千七百九十九万五千四百円を追加。予算総額一億三千八百七十六万五千五百円。

11年度国民健康保険事業会計補正予算(第一号)

二億五千万円の追加。予算総額三億四千九百九十九万五千四百円。

12年度予算

一般会計の予算規模を次のとおりとする。

一般会計予算 一四〇億八八〇万円

国民健康保険事業会計予算 三億四千九百九十九万五千四百円

老人保健医療会計予算 四億四千九百九十九万五千四百円

用地会計予算 七億七千九百九十九万九千九百九十九円

介護保険事業会計予算 一億九千九百九十九万九千九百九十九円

人権擁護委員候補者の推薦

委員の任期満了に伴い、委員候補者として推薦することに同意。

林 伸子 氏
(はやし のぶこ)

未臨界核実験に抗議し、要請書を提出

杉並区議会は、12年1月8日にロシア連邦が実施した未臨界核実験に対して、計画の即時停止を求め、要請書を2月9日付で大使館を通じてロシア連邦大統領代行に提出しました。

また、2月4日、3月23日、4月7日にアメリカ合衆国が実施した未臨界核実験に抗議し、計画の即時撤回を求める要請書を、各々2月9日、3月27日、4月11日付で大使館を通じてアメリカ合衆国大統領に提出しました。

予算

部に変更する等の改正。(12年4月1日から施行)
11年度一般会計補正予算(第四号)

心身障害者ホームヘルプサービス、幼年公園新設等に要する経費二億九千七百九十九万五千四百円を追加。予算総額一億三千八百七十六万五千五百円。

11年度国民健康保険事業会計補正予算(第一号)

二億五千万円の追加。予算総額三億四千九百九十九万五千四百円。

12年度予算

一般会計の予算規模を次のとおりとする。

一般会計予算 一四〇億八八〇万円

国民健康保険事業会計予算 三億四千九百九十九万五千四百円

老人保健医療会計予算 四億四千九百九十九万五千四百円

用地会計予算 七億七千九百九十九万九千九百九十九円

介護保険事業会計予算 一億九千九百九十九万九千九百九十九円

人権擁護委員候補者の推薦

委員の任期満了に伴い、委員候補者として推薦することに同意。

林 伸子 氏
(はやし のぶこ)

未臨界核実験に抗議し、要請書を提出

杉並区議会は、12年1月8日にロシア連邦が実施した未臨界核実験に対して、計画の即時停止を求め、要請書を2月9日付で大使館を通じてロシア連邦大統領代行に提出しました。

また、2月4日、3月23日、4月7日にアメリカ合衆国が実施した未臨界核実験に抗議し、計画の即時撤回を求める要請書を、各々2月9日、3月27日、4月11日付で大使館を通じてアメリカ合衆国大統領に提出しました。

その他

負担付き譲与の受領
都が所有している清掃関連施設四カ所を杉並区杉並中継所、杉並区西清掃事務所、杉並区西清掃事務所下井草分室、杉並区東清掃事務所として都から負担付き譲与を受け、区有財産として取得。

特別区道の路線の認定

次の道路を特別区道として新たに認定。

井草2-22、延長七八・〇七m、面積四〇五・四一m²

宮前2-6から25、延長五一七・五六m、面積二六二・二〇m²

久我山4-6、延長六一・五三m、面積二五〇・五〇m²

専決処分報告

職員の公務中の交通事故六件に関する損害の賠償。賠償金額六千四百八十四円。

お知らせ

議員の住所と電話番号が次のようになり変更になりました。

堀部 やすし(維新) 6 23 5 304

阿佐谷北 3 3 3 6 4 7 4 0

会派変更

私たちの杉並をつくる会
委員の任期満了に伴い、委員候補者として推薦することに同意。

小野 清人
私たちの杉並をつくる会
私たちが杉並をつくる会
富沢 よし子 (私杉)

編集後記

区議会だより一五八号をお届けします。今号から二色刷となり広報すぎなみの中に差し込まれるの発行ですが、いかがでしょうか。これからもご愛読よろしくお祈いします。